

## 中小企業における所得拡大促進税制の改正について

「所得拡大促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

令和3年度税制改正で「所得拡大促進税制」が見直され、適用要件の一部見直し・簡素化した上で、適用期限が2年間延長されました。

そこで今回は、「所得拡大促進税制」の改正点について説明したいと思います。

### ⑥ 令和3年度税制改正での見直し

改正前と改正後の所得拡大促進税制を比較すると、下記の表の通りとなります。

|          | 改正前  | 改正後                                   |
|----------|--|---------------------------------------|
| 適用時期     | 令和3年3月31日までに開始する各事業年度  | 令和5年3月31日までに開始する各事業年度                 |
| 適用要件     | ①雇用者給与等支給額が前期を上回ること<br>② <b>継続雇用者</b> 給与等支給額が前期比1.5%以上増加していること   | <b>雇用者</b> 給与等支給額が前期比1.5%以上増加していること   |
| 税額控除     | 雇用者給与等支給額の前期からの増加額の15%   |                                       |
| 税額控除の上乗せ | ① <b>継続雇用者</b> 給与等支給額が前期比2.5%以上増加していること  | ① <b>雇用者</b> 給与等支給額が前期比2.5%以上増加していること |
|          | ②下記のいずれかを満たしていること<br>イ. 教育訓練費が前年度より10%以上増加していること<br>ロ. 当期末までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われたことにつき証明されていること |                                       |
| 控除上乗率    | 控除率10%上乗せ（15%→25%）   |                                       |
| 控除上限     | 法人税額の20%   |                                       |

改正前には適用要件でも控除額の上乗せでも「継続雇用者」となっていたところが、「雇用者」となっています。

「継続雇用者」とは前事業年度、適用事業年度共に在籍していた者であるため、従来の要件では、所得拡大促進税制が適用できるかどうかは、2年（24ヶ月）在籍していた社員の給与が1.5%以上増えているかどうかで判断され、前事業年度、適用事業年度の間で採用した人の給与は対象外となっていました。

この要件は実際に計算してみるとハードルが高く、なかなか所得拡大促進税制を適用することができませんでした。

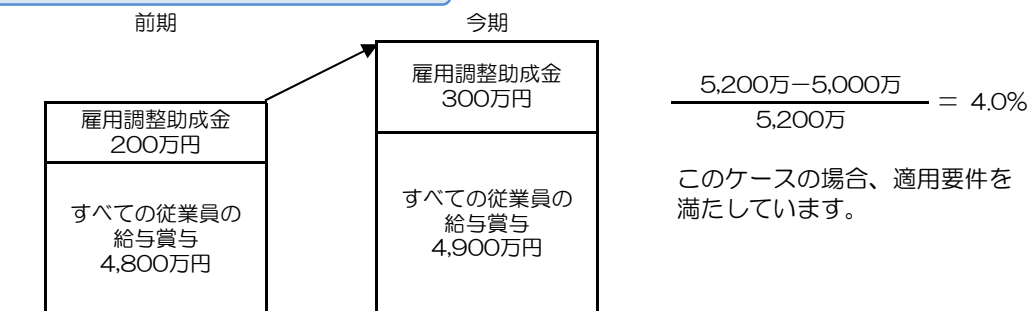
しかし今回の改正では、資本金1億円以下の中小企業については、パート、アルバイトも含めた全従業員の給与賞与の総額が前期と比べて1.5%以上増えていれば、所得拡大促進税制を適用することができるようになりました。一人ずつの給与賞与が増えていなくても、従業員数を増やすことで適用できる可能性があるということです。

## ⑤ 雇用調整助成金等の取扱いについて

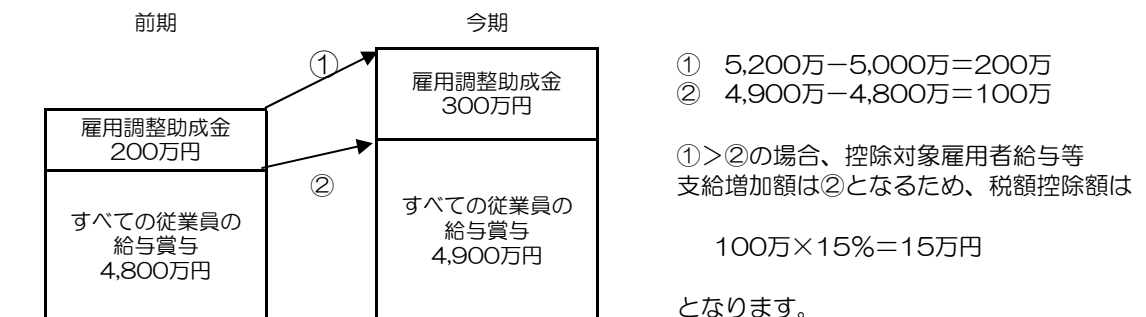
令和3年度の税制改正では、雇用調整助成金が適用要件の判定及び控除税額の計算に使用される給与等の支給額から控除する「給与等に充てるために他の者から支払いを受ける金額」に当たるのか、その範囲が下記の通り、明確にされました。

1. 賃上げ要件を判定する場合には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。
2. 税額控除率を乗する基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算した金額を上限とする。

### 要件の適用判定の計算例



### 税額控除額の計算例



ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。